

写

基安安発第 0529001 号
基安労発第 0529001 号
基安化発第 0529001 号
平成 18 年 5 月 29 日

都道府県労働局労働基準部
安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(公印省略)

平成 18 年度 自律的安全衛生管理活動普及促進事業（労働災害防
止特別安全衛生診断事業）に係る対象候補事業場等の把握について

標記事業については、平成 18 年 5 月 15 日付け基発第 0515001 号「自律的安全衛生管理活動普及促進事業（労働災害防止特別安全衛生診断事業）の実施について」に基づき実施することとしているところであるが、本年度における対象事業場の選定等を行うため、対象候補事業場及び中小企業等安全衛生診断員候補者について、下記に留意のうえ、平成 18 年 6 月 30 日（金）までに本省安全課長あて報告されたい。

記

第 1 対象候補事業場について

1 安全診断の場合

- (1) 建設業以外の業種のうち、資本金が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が 300 人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 平成 17 年において休業 1 か月以上又は被災労働者の障害等級が 14 級以上の労働災害を発生させた事業場であって、安全管理上問題があるもの。
 - イ 過去に安全管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
 - ウ 安全管理指定事業場であって、中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (2) 建設業のうち資本金が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者

数が300人以下の事業者の事業場（店社）であって、上記(1)のア～ウに該当するもの又はこれらに準ずるもの。

- (3) 資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者が300人以下の事業者の事業場であって、平成17年に休業4日以上外国人労働者に係る労働災害があった事業場であって、安全管理上問題があるもの。
- (4) 過去に労働災害防止特別安全診断事業において安全診断の対象とした事業場のうち、再度、安全管理の状況を確認することが適当であると認められるもの。
- (5) (1)～(4)のほか、都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

2 リスクアセスメント診断の場合

- (1) 上記第1の1の(1)、(2)、(4)のうち、事業場内における危険有害な設備、作業に係る中小企業等安全衛生診断員によるリスクアセスメント診断の実施が適切であるとえられるもの。
- (2) 上記(1)のほか、リスクアセスメントの実施に意欲的であり、本事業の実施を通し、安全衛生水準の向上が見込まれる事業場として都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

3 労働衛生診断の場合

資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 平成17年において、じん肺の新規有所見者を発生させ、又は有機溶剤中毒等の業務上疾病を発生させた事業場であって、労働衛生管理上問題があるもの。
- (2) 過去に労働衛生管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
- (3) 労働衛生管理指定事業場であって、中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (4) (1)～(3)のほか、特殊健康診断において有所見率が特に増加している事業場、作業環境測定結果の評価が第3管理区分である事業場、労働安全衛生法第28条第3項の、化学物質を製造し又は取り扱う事業場等、都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

第2 中小企業等安全衛生診断員について

- 1 安全診断に係る中小企業等安全衛生診断員は、原則として（社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）の会員である労働安全コンサルタントとするが、管内において会員である労働安全コンサルタントを確保できない場合には、非会員である労働安全コンサルタント又は中央労働災害防止協会若しくは業種別労働災害防止団体の都道府県駐在等の安全管理士とすることができること。

- 2 リスクアセスメント診断に係る中小企業等安全衛生診断員は、原則として1に掲げる者であって、かつ、コンサルタント会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員として登録されている者又は事業場に対するリスクアセスメントに係る診断等の経験を有する者等リスクアセスメントに係る知識・経験を有する者とする事。
- 3 労働衛生診断に係る中小企業等安全衛生診断員は、原則としてコンサルタント会の会員である労働衛生コンサルタントとするが、管内において会員である労働衛生コンサルタントを確保できない場合には、非会員である労働衛生コンサルタント又は中央労働災害防止協会若しくは業種別労働災害防止団体の都道府県駐在等の衛生管理士とすることができる事。
- 4 外国人労働者の労働災害が発生した事業場に対する安全診断に係る中小企業等安全衛生診断員については、外国人労働者を使用している事業場（外国人研修生を受け入れている事業場を含む。）の安全診断・指導を実施した経験、国外の事業場において管理者としてその国の労働者を管理監督した経験を有する者等を選任するよう配慮すること。

第3 対象候補事業場数について

- 1 各都道府県労働局ごとの対象候補事業場数（予備の事業場数を含む。）は、別表のとおりとする事。なお、対象候補事業場の選定については、第1の基準に基づいて行うことはもとより、その業種や担当することが可能な中小企業等安全衛生診断員の選定等を勘案する必要があるため、事前にコンサルタント会の各支部等と十分調整のうえ、決定すること。
- 2 1の対象候補事業場数には、上記第1の1の(3)及び(4)の対象候補事業場数を含むものとし、(3)については別表の[]内、また、(4)については同表()内の数の事業場をそれぞれ選定すること。

第4 中小企業等安全衛生診断員の候補者について

中小企業等安全衛生診断員の候補者については、事前にコンサルタント会の各支部等と十分調整のうえ、決定すること。

第5 報告について

別紙1及び別紙2により報告すること。

別表

平成18年度労働災害防止特別安全衛生診断事業 対象候補事業場数

局	安全診断		リスクアセスメント診断	労働衛生診断	
	外	再			
北海道	10	[0]	(1)	6	2
青森	3	[0]	(0)	4	1
岩手	3	[0]	(0)	2	1
宮城	4	[0]	(1)	6	1
秋田	3	[0]	(0)	2	1
山形	3	[0]	(0)	4	1
福島	3	[0]	(0)	6	1
茨城	6	[0]	(0)	5	1
栃木	4	[0]	(0)	3	1
群馬	5	[0]	(0)	5	1
埼玉	9	[2]	(0)	9	2
千葉	7	[1]	(0)	8	2
東京	12	[3]	(1)	10	4
神奈川	10	[3]	(1)	16	3
新潟	4	[0]	(0)	4	1
富山	3	[0]	(0)	4	1
石川	3	[0]	(0)	3	1
福井	3	[0]	(0)	2	1
山梨	3	[0]	(0)	2	1
長野	4	[0]	(0)	2	1
岐阜	5	[0]	(0)	3	1
静岡	10	[4]	(0)	7	2
愛知	10	[4]	(1)	7	3
三重	4	[0]	(0)	3	1

局	安全診断		リスクアセスメント診断	労働衛生診断	
	外	再			
滋賀	4	[0]	(0)	2	1
京都	4	[0]	(1)	6	1
大阪	10	[2]	(1)	10	3
兵庫	8	[1]	(1)	8	2
奈良	3	[0]	(0)	3	1
和歌山	3	[0]	(0)	4	1
鳥取	2	[0]	(0)	2	1
島根	2	[0]	(0)	2	1
岡山	4	[0]	(0)	3	1
広島	6	[0]	(1)	3	2
山口	3	[0]	(0)	2	1
徳島	3	[0]	(0)	3	1
香川	3	[0]	(0)	2	1
愛媛	3	[0]	(0)	3	1
高知	3	[0]	(0)	2	1
福岡	8	[0]	(1)	5	2
佐賀	3	[0]	(0)	3	1
長崎	3	[0]	(0)	2	1
熊本	3	[0]	(0)	5	1
大分	3	[0]	(0)	3	1
宮崎	3	[0]	(0)	2	1
鹿児島	3	[0]	(0)	3	1
沖縄	2	[0]	(0)	4	1
合計	220	[20]	(10)	205	63

平成18年度対象候補事業場数

- 安全診断:220(210(実施予定)+10(予備))
- リスクアセスメント診断:205(200(実施予定)+5(予備))
- 労働衛生診断:63

注:[]内は、記の第1の1の(3)の外国人労働者に係る対象候補事業場数(内数)であり、()内は同(4)の安全管理状況の再確認に係る対象候補事業場数(内数)である。

対象候補事業場名簿 ()局

事業場名 [業種名(中分類)]	所在地	労働者数 (概数)	区 分		診断にあたって特に留意すべき事項
			安全、RA、衛生の別	該当する基準	
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		
[]	〒 Tel - -	人	安全・RA・衛生		

注1: 「安全・RA・労働衛生の別」の欄には、安全・RA・衛生のいずれかに○をつけること。

注2: 「該当する基準」の欄には、安全診断の場合には、記の第1の1の(1)のア、イ、ウ、(2)のア、イ、ウ、(3)、(4)、(5)のいずれか、RA診断の場合には、記の第1の2の(1)、(2)のいずれかを、また、労働衛生診断の場合には、記の第1の3の(1)~(4)のいずれかを記入すること。
(記入例:安全診断の場合(1)-ア等)

注3: 「診断にあたって特に留意すべき事項」の欄には、担当診断員の選定等に資するため、事業場に対する診断にあたって特に留意すべき事項を記入すること。
(記入例:「食品加工用機械による入れ・こすれ災害が多発」、「集じん機ダクトで爆発事例があり、対策の必要あり」等)

中小企業等安全衛生診断員候補者名簿

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント				
氏名	住所	電話番号	安全・RA・衛生の別	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
	〒	()	安全・RA・衛生	
安全管理士・衛生管理士				
氏名	所属団体	住所	電話番号	安全・RA・衛生の別
		〒	()	安全・RA・衛生
		〒	()	安全・RA・衛生
		〒	()	安全・RA・衛生

注1:「安全・RA・労働衛生の別」の欄には、安全、RA、衛生のいずれかに○を付けること。

注2:記の第1の1の(3)の外国人労働者に係る事業場を担当する中小企業等安全衛生診断員候補については、氏名の欄に(外)と記入すること。

注3:記の第1の2に係る事業場を担当する中小企業等安全衛生診断員候補については、氏名の欄に(RA)と記入すること。